

## 横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 9 月 25 日こ保計第 293 号（副市長決裁）  
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日こ施第 1072 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を整備する者に対し、予算の範囲でその改修及び増築等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、既存の建築物の改修等により幼保連携型認定こども園を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う学校法人及び社会福祉法人とする。

2 対象者が整備する認定こども園は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 定員は、20 人以上であること。ただし、既存の幼保連携型認定こども園等の改修等の場合は、現在定員の増員が図れること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営は、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
- (3) 10 年以上継続して運営が確保できるもの。
- (4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。
- (5) その他関係法令に適合するものであること。

（対象経費等）

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第 2 項に掲げる補助対象となる幼保連携型認定こども園を整備するために必要な経費で、別表 1 に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 施設を新築する費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
- (4) その他整備として適当と認められないもの

2 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

（事業計画書等の提出）

第 4 条 補助金の交付を受けて幼保連携型認定こども園を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

（補助の内示）

第 5 条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市子ども・子育て会議等で審査の上、補助の適否を決定し、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、既存の建築物の改修等工事(以下「改修等工事」という。)に係る本市の実施設計審査等の完了後、速やかに、横浜市認定こども園内装整備費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。補助予定金額は次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助予定金額を決定し、決定内容及び交付条件を横浜市認定こども園内装整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は横浜市認定こども園内装整備費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の額は、第3条第1項に規定する補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し低い方に補助率を乗じて得た額とし、補助基準額及び補助率は別表2のとおりとする。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 別表2に掲げる保育を必要とする子どもとは認定こども園法第2条第10項の規定の通りとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、速やかに、横浜市認定こども園内装整備費補助金事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第18条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 5 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市認定こども園内装整備費補助金額確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、速やかに、請求書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市認定こども園内装整備費補助金額再確定通知書（第 8 号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還等)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (4) 施設において、政治上の主張もしくは施策を推進し、支持し又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (5) 暴力団経営支配法人等であるとき。
- (6) 財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。
- (7) 当該補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間（以下「処分制限期間」という）を経過せずに取壊し又は廃棄等を行うとき。
- (8) その他この要綱に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 16 条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第 24 条第 2 号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業

により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、処分制限期間に定めるとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第 18 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 25 日から施行し、平成 18 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 14 日から施行し、平成 19 年 5 月 14 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 号様式及び第 3 号様式の改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条第1項）

対象経費	内 容
工事費	既存建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費（増築は既存幼保連携型認定こども園に限る。）
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。）
備品費	施設整備に必要な備品購入費（1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。）
大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とする。） ※既存の幼保連携型認定こども園の改修等の場合は除く。

別表2（第7条第2項）

整備に伴い増加する保育を必要とする子どもの定員数	補助基準額	補助率
90人以上	8,000万円	3/4
50人以上90人未満	6,000万円	
50人未満及び既存の幼保連携型認定こども園の改修等	右記計算式による（6,000万円×（増員数/50人））	

（申請先）  
横 浜 市 長

所 在 地

申請者 団 体 名

代表者職氏名

## 〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金交付申請書

横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱に基づき、次のとおり横浜市認定こども園内装整備費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

また、補助事業等の実施にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱を順守します。

1 交付申請額

¥ . —

2 認定こども園の名称

3 添付書類

一覧表のとおり

添付書類一覧表（交付申請書）

各添付書類は、書類番号と書類名を付し、電子データとして提出をしてください。提出状況欄にレ点を記入してください。

添付書類	提出状況
(1) 事業計画書	<input type="checkbox"/> あり
(2) ア 案内図 イ 配置図 ウ 平面図（各室の有効面積を記入したもの） エ 立面図	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり
(3) ア 各室面積表 イ 各室求積図 ウ 屋外遊戯場の求積図	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり
(4) 工事仕様書	<input type="checkbox"/> あり
(5) 工事費内訳書（種目別・科目別・中科目別）（実施設計審査後のもの）	<input type="checkbox"/> あり
(6) 工事工程表	<input type="checkbox"/> あり
(7) 確認済証（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項）及び確認申請書（第一面から第六面まで）	<input type="checkbox"/> あり
(8) 横浜市福祉のまちづくり条例事前協議終了通知書・指定施設新設等（変更）事前協議書・適合状況一覧表の写し	<input type="checkbox"/> あり
(9) 財産目録及び貸借対照表	<input type="checkbox"/> あり
(10) 借入金償還計画（年間の返済額とその財源が分かるもの） （借入金がある場合に限る。）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(11) 土地・建物の権利関係を証する書類の写し ア 土地の履歴事項全部証明書・公図 イ 建物の履歴事項全部証明書 ウ 賃貸借契約書等の写し	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(12) 補助対象とする工事監理費、備品費、大型遊具費の積算根拠資料（補助対象の場合に限る。）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要
(13) ア 法人の履歴事項全部証明書 イ 寄附行為又は定款の写し	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり
(14) 役員名簿	<input type="checkbox"/> あり
(15) 認定こども園を整備することを決定した理事会（役員会）の議事録の写し	<input type="checkbox"/> あり
(16) その他市長が必要と認める書類（ ）	<input type="checkbox"/> あり

# 事業計画書

## 1 概要

認定こども園の設置場所		最寄りの 鉄道駅	駅から徒歩 分								
認定こども園の名称											
既存幼稚園又は保育園の名称	※既存園から移行する場合に記載										
事業計画の動機及び目的											
整備する施設の現況及び改修等の内容	※整備中の在園児の扱いについても記載										
認定こども園運営の理念等 (保育時間 教育・保育内容 子育て支援等)											
整備区分	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> その他 (            )										
施工計画	着工	年 月 日			完成	年 月 日			開園	年 月 日	
定員内訳		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
	整備前	人	人	人	人	人	人	人			
	整備後 (保育を必要とする子ども)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)			
	計	人	人	人	人	人	人	人			
面積		敷地面積		建築面積		延床面積		園庭面積			
	整備前 ※既存園の改修等の場合	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	整備後	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
構造	<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> (            )			階数	階建の 階部分						
併設施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			併設施設の種類							
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 街づくり協議地区等 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )				総敷地面積		m <sup>2</sup>	地目			
用途地域					容積率/建ぺい率		/				
土地及び建物の確保状況	土地： <input type="checkbox"/> 自己所有 (園庭含) <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償)(期間 年)				建物： <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償)(期間 年)						
取り付け道路の状況	建築基準法の位置付け (42条 項)				前面道路の幅員 (            m)						
駐車場の有無	<input type="checkbox"/> 有 (            台) <input type="checkbox"/> 無										
(ふりがな) 連絡先担当者氏名											
電話番号					FAX番号						
E-MAIL											
法人が運営する他の施設等											

## 2 事業費及び資金計画

### (1) 事業費内訳

	金額 (円)	補助対象 (注3)	備考
改修・増築工事費			
設計費			補助対象経費は、本市の基準による
工事監理費			補助対象費は、補助対象額工事費の2.6%を上限
備品費			補助対象費は、注1のとおり
大型遊具費			補助対象費は、注2のとおり
小計(①)			
土地・建物取得費			土地： 建物：
保証金・敷金			土地： 建物：
その他費用			
小計(②)			
合計(③)			③=①+②

(注1) 備品は1品5千円以上のものとし、1人当たり実行備品単価(実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。)に増定員を乗じて得た額を補助対象限度額とします。

(注2) 大型遊具は1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とします。

(注3) 補助金の交付対象とする区分については、「補助対象」の欄に○を記載してください。

### (2) 財源内訳

	金額 (円)	備考
補助金		※算出方法の分かる資料を添付
自己資金		
借入金		元金 ※償還計画表を添付
その他		
合計		(=③)

(注) 合計が、(1) 事業費内訳の合計(③)と一致するようにしてください。

※ 自己資金とは、法人名義の普通預金・当座預金等から認定こども園開園や改修等のために要する整備費に充当する資金です。

※ 自己資金には、確実に安定的な財源を見込んでください。

## 各 室 面 積 表

(認定こども園：施設名 )

### (1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	認可定員※	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( )人	1.98 m <sup>2</sup> /人
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( )人	1.98 m <sup>2</sup> /人
5歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( )人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室・給食施設		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室・職員室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室・保健室		m <sup>2</sup>	—	—			
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—			
図書室		m <sup>2</sup>					
休憩室等		m <sup>2</sup>	—	—	休憩室及び更衣室等		
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—	> {320+100×(n-2)} + 3人未満児の保育室		
敷地面積		m <sup>2</sup>					
建築面積		m <sup>2</sup>					
園庭		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	3人未満児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
	m <sup>2</sup>				3人以上児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人	
	m <sup>2</sup>				学級	400+80×(n-3)	
園庭以外の敷地		m <sup>2</sup>					

※()は保育を必要とする子どもの定員

### (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

## 役員名簿

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		
			. . .		

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市長が神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名

代表者職氏名

(注)

申請書に添付する役員名簿は、別の様式でも構いませんが、上記の項目は必ず記載するとともに、神奈川県警察本部長への照会等に同意する旨を記載し、代表者名で提出してください。

様

横浜市 長

印

## 〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市認定こども園内装整備費補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

なお、交付する補助金額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

### 1 認定こども園の名称

### 2 交付予定金額及び交付時期

¥ . 一 検査完了後・事業実績報告書提出後

### 3 交付条件

- (1) この補助金は、申請書に記載された認定こども園整備事業実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) この通知による交付予定金額は、申請書に基づく見込額であり、補助事業完了後の事業実績報告に基づいて交付金額は確定するものであること。事業額が減額した場合には交付金額は減額されるものであり、事業額が増額となった場合には交付金額は変更されないものであること。
- (3) 工事施工業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づいて入札を執行するとともに、工事契約締結後、速やかに、契約決定内容を報告すること。
- (4) 備品購入費及び大型遊具購入費を補助金の対象とする場合は、購入業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づき入札等を執行するとともに、契約締結後、速やかに契約決定内容を報告すること。必要な手続を行わなかった場合は、補助金の対象とならない場合があるので、不明な点はあらかじめ確認すること。
- (5) 補助事業完了後、速やかに、事業実績報告書を提出すること。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱の定めに従うこと。

(事務担当)

様

横浜市 長

印

## 〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市認定こども園内装整備費補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱に基づき、不交付とすることを決定したので、通知します。

### 1 認定こども園の名称

### 2 不交付決定事由

- ・事業計画書等に虚偽や不正があったため。
- ・交付決定に影響を与えるような不誠実な行為があったため。
- ・補助事業の内示又はこれに付した諸条件に違反したため。
- ・その他市長が不交付の決定に相当する事実があると認められるため。

※ 2の不交付決定事由については、該当するものを記載すること。

（報告先）  
横 浜 市 長

所 在 地

報告者 団 体 名

代表者職氏名

## 〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、  
関係書類を添えて報告します。

添付書類  
一覧表のとおり

- 1 補助金額  
¥ . ー
- 2 施設の名称
- 3 添付書類  
一覧表のとおり

添付書類一覧表（実績報告書）

各添付書類は、書類番号と書類名を付し、電子データとして提出をしてください。提出状況欄にレ点を記入してください。

添付書類	提出状況
(1) 事業実績報告書	<input type="checkbox"/> あり
(2) ア 案内図	<input type="checkbox"/> あり
イ 配置図	<input type="checkbox"/> あり
ウ 平面図（各室の有効面積を記入したもの）	<input type="checkbox"/> あり
(3) ア 各室面積表	<input type="checkbox"/> あり
イ 各室求積図	<input type="checkbox"/> あり
ウ 屋外遊戯場の求積図	<input type="checkbox"/> あり
(4) 工事仕様書	<input type="checkbox"/> あり
(5) 工事請負契約書の写し、工事費内訳書（種目別・科目別・中科目別）	<input type="checkbox"/> あり
(6) 設計・工事監理委託契約書等の写し	<input type="checkbox"/> あり
(7) 設計変更関係書類（変更設計図書・請書）	<input type="checkbox"/> あり
(8) 検査済証（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項）（用途変更の場合は、工事完了を届け出た旨を証する書類）の写し	<input type="checkbox"/> あり
(9) 横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証（緩和計画に基づく整備の場合にあつては、工事完了届）・適合状況一覧表の写し	<input type="checkbox"/> あり
(10) VOC測定結果報告書の写し	<input type="checkbox"/> あり
(11) 建物内外の完成写真	<input type="checkbox"/> あり
(12) 工事費・工事監理費（補助対象の場合に限る。）の支出済を証する書類	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日提出
(13) 備品一覧表及び支出済を証する書類（補助対象の備品に限る。）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要 <input type="checkbox"/> 後日提出
(14) 大型遊具一覧表及び支出済を証する書類（補助対象の大型遊具に限る。）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 添付不要 <input type="checkbox"/> 後日提出
(15) 補助対象の工事請負及び物品購入の入札又は見積書の徴収の結果が分かる書類	<input type="checkbox"/> あり
(16) その他市長が必要と認める書類（ ）	<input type="checkbox"/> あり

※ (12) (13) (14) のうち、支出済を証する書類について要綱第10条第2項の規定に基づき提出を省略する場合は、その旨を記載した書類を添付すること。省略する場合であっても、当該経費の支払後、速やかに支出済を証する書類を提出すること。

# 事業実績報告書

## 1 概要

認定こども園の設置場所		最寄りの 鉄道駅	駅から徒歩 分					
認定こども園の名称								
既存幼稚園又は保育園の名称	※既存園から移行する場合に記載							
整備区分	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> その他 (        )							
施工計画	着工	年 月 日	完成	年 月 日	開園	年 月 日		
定員内訳		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	整備前	人	人	人	人	人	人	人
	整備後 (保育を必要とする子ども)	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )
	計	人	人	人	人	人	人	人
面積		敷地面積		建築面積		延床面積		園庭面積
	整備前 ※既存園の改修等の場合	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	整備後	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
構造	<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> (        )			階数	階建の 階部分			
併設施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			併設施設の種類				
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 街づくり協議地区等 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )			総敷地面積		m <sup>2</sup>	地目	
用途地域				容積率 / 建ぺい率		/		
土地及び建物の確保状況	土地： <input type="checkbox"/> 自己所有 (園庭含) <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償)(期間 年)			建物： <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償)(期間 年)				
取り付け道路の状況	建築基準法の位置付け ( 4 2 条 項 )			前面道路の幅員 (                      m )				
駐車場の有無	<input type="checkbox"/> 有 (        台 ) <input type="checkbox"/> 無							
(ふりがな) 連絡先担当者氏名								
電話番号				FAX番号				
E-MAIL								
法人が運営する他の施設等								

## 2 事業費及び資金計画

### (1) 事業費内訳

	金額 (円)	補助対象 (注3)	備考
改修・増築工事費			
設計費			補助対象経費は、本市の基準による
工事監理費			補助対象費は、補助対象額工事費の2.6%を上限
備品費			補助対象費は、注1のとおり
大型遊具費			補助対象費は、注2のとおり
小計(①)			
土地・建物取得費			土地： 建物：
保証金・敷金			土地： 建物：
その他費用			
小計(②)			
合計(③)			③=①+②

(注1) 備品は1品5千円以上のものとし、1人当たり実行備品単価(実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。)に増定員を乗じて得た額を補助対象限度額とします。

(注2) 大型遊具は1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とします。

(注3) 補助金の交付対象とする区分については、「補助対象」の欄に○を記載してください。

### (2) 財源内訳

	金額 (円)	備考
補助金		※算出方法の分かる資料を添付
自己資金		
借入金		元金 ※償還計画表を添付
その他		
合計		(=③)

(注) 合計が、(1) 事業費内訳の合計(③)と一致するようにしてください。

※ 自己資金とは、法人名義の普通預金・当座預金等から認定こども園開園や改修等のために要する整備費に充当する資金です。

※ 自己資金には、確実に安定的な財源を見込んでください。

## 各室面積表

(認定こども園：施設名 )

### (1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	認可定員※	1人当たりの最低必要面積
0人児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1人児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
2人児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3人児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
4人児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
5人児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室・給食施設		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室・職員室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室・保健室		m <sup>2</sup>	—	—			
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—			
図書室		m <sup>2</sup>	—	—			
保育者休憩室等		m <sup>2</sup>	—	—	保育者の休憩室及び更衣室等		
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—	> {320+100×(n-2)} + 3人未満児の保育室		
敷地面積		m <sup>2</sup>					
建築面積		m <sup>2</sup>					
園庭		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	3人未満児計	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
				m <sup>2</sup>	3人以上児計	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
				m <sup>2</sup>	学級	400+80×(n-3)	
園庭以外の敷地		m <sup>2</sup>					

※()は保育を必要とする子どもの定員

### (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。





様

横浜市 長

印

〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金確定額  
¥ . ー
- 2 認定こども園の名称

(事務担当)

請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

# 請求書

¥

—

〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金として上記の金額を請求します。

（施設名称： ）

年 月 日

所在地

請求者 法人 名

代表者職氏名

印

（請求先）

横浜市 長

振込先	金融機関名称	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

（請求者と口座名義人が異なる場合）

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法人 名

代表者職氏名

印

（留意事項）

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

(申請先)  
横 浜 市 長

所在地  
法人名  
代表者職氏名

〇〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付〇〇第〇〇号により交付決定を受けた〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- |                                    |   |     |
|------------------------------------|---|-----|
| 1 横浜市から交付された補助金等の確定額               | ¥ | . — |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | ¥ | . — |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | ¥ | . — |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）            | ¥ | . — |
- 5 添付書類
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙）
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 施設名
- 5 補助事業名  
〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金
- 6 補助金確定額  
¥ . -
- 7 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
¥ . -
- 8 概要  
(仕入控除税額がない場合)  
当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

(仕入控除税額がある場合)

7の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入	課税売上	非課税売上	共通	非課税仕入	合計
		対応分	対応分	対応分		
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様

横浜市 長

印

## 〇〇年度横浜市認定こども園内装整備費補助金額再確定通知書

年 月 日付 第 号をもって額の確定をした 年度横浜市認定こども園内装整備費補助金について、年 月 日付で消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書が提出されたことから、横浜市補助金等の交付に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおりその額を再確定したので通知します。

併せて、確定した補助金返還額について、所定の期日までの返納を依頼します。

- 1 認定こども園の名称
- 2 補助金既確定額  
¥ . ー
- 3 補助金再確定額  
¥ . ー
- 4 補助金返還額  
¥ . ー
- 5 補助金返納期限  
別添「納付通知書」記載のとおり

(事務担当)